

令和6年度図書館部会の協議テーマについて

『地域学校協働活動の推進について』（案）

昨今、急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題が指摘され、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子供を取り巻く問題が複雑化・困難化しており、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきています

こうした社会的背景を踏まえ、平成27年12月に中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。この答申では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために従来为学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤に、新たな体制として「地域学校協働本部」を全国に整備することや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一層の推進を図るため、制度面・運用面の改善や、財政的支援を含めた条件整備等の方策を総合的に講じること等が提言されています。

文部科学省では、平成27年の中央教育審議会答申や、「『次世代の学校・地域』創生プラン」を踏まえ、平成29年3月に社会教育法を改正し、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備を行い、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進しています

寒川町においては、町内小中学校8校すべてに学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が設置されましたが、地域学校協働活動を推進するための地域住民等と学校との連携協力体制の整備がされていないため、現状では地域の高齢者、成人、学生、保護者といった個人や、PTA、地域団体、民間企業等が個別に活動をしている状況です。

今後、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、目標を共有し、地域社会と学校が連携・協働して活動するための課題整理と地域学校協働本部の設置、地域学校協働活動推進員の委嘱などの体制整備をしていく必要があります。

子どもの成長を支えるための重要な活動のひとつに読書活動があります。子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるように家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があります。現状においても、子どもの読書活動支援については、乳幼児対象のブックスタートや、学校、図書館、公民館などの場で地域の人や保護者による読み聞かせボランティア活動、紙芝居や人形劇、朗読などの地域団体による活動が行われています。

寒川町社会教育委員会議図書館部会として、子どもの読書活動支援の視点から、今後期待される地域学校協働活動の推進について協議を行います。